

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

18期

大講堂で始まった修習

1964年、修習が始まった。2010年に修習終了45周年を迎えたので、随分、月日が経ったことになる。当初、紀尾井町の研修所には教室が9室しかなく、私がいた10組は講堂の一角が教室に代用された。これにちなんで10組で発行した新聞や文集は、民弁教官岡崎秀太郎氏の発案で「大講堂」と名付けられた。特に「修習終了記念文集」は将来良き思い出になるだろうと、私も編集者の1人としてクラス全員から原稿を集めた。

裁判修習

同期生480名のうち、女性は26名、女性の任官者は裁判官になった2名だけであった。当時の裁判所は、任地等の問題での配慮が面倒だったのか（それだけではなかったかもしれないが）女性の任官受け入れには消極的だったように思う。指導に当たる裁判官にも、その空気が浸透している印象を受けた。裁判所は若年で成績優秀な人物を歓迎しているとの定説があったから、任官希望者は眼の色を変えて真剣な態度で修習に取り組んでいた。最後の合同修習が始まった日のスピーチで、“僕はよく勉強してきました”と、堂々と述べた人がいて（その人はのちに最高裁の裁判官になった）その時私は頭をガーンと殴られたような衝撃を受け、“しまった”と一瞬後悔したのを覚えている。

検察修習

検察修習は、なにより生の犯罪に触れるという未知の体験をする機会であったので興味深いものがあった。研修旅行先で同行した検察官布施健氏（のちに検事総長となる）を囲んで数人の修習生に交じり話をする機会があった。何についてやり取りをしたのか全く記憶がないが、ただ、布施氏は何と物静かで立派な人物だろうと



会員 小篠 映子（18期）

思ったことだけが風化せず記憶に残った。取り調べ修習を通じて犯罪の奥には色々な事情があることも知った。

ある横領事件で、私は、起訴猶予という意見になったと指導検察官の植村英満氏に述べてみた。同氏は、起訴相当の意見だったようだが修習生の意見を頭ごなしに否定せず「じゃあ刑事部長の所と一緒にいくから自分の考えを述べて御覧」と言って刑事部長のところへ連れて行ってくれた。私はそこで事件の概要を説明し起訴猶予の結論になったことを話した。刑事部長は、黙って聞いていたが「それでいいだろう」と言った。席に戻る途中指導検察官は「中垣内（私の旧姓）さん！刑事部長の所で大演説をぶったねえ」とニコニコ笑って言われたが指導検察官は自分の意見を押しつけなかった。弁護士になってから、あのとき自分の出した結論は妥当だったのか、すでに弁護士の感覚で考えていたのではないかと思い返すことがあった。のびのび楽しい修習であった。

弁護修習

故弁護士平山国弘氏の事務所に配属された。この事務所は多種多様な事件があり修習にはうってつけであった。信用金庫の顧問先から依頼され、毎日のように仮差押えの起案が待っていた。また、依頼者から法的見解を求められているとして、鑑定書を起案するよう宿題を出され、四苦八苦したことが懐かしい。

修習を終え、当初からそのつもりではあったとはいえ、やはり弁護士になろうと改めて思った。組織の中で仕事をするのは窮屈だ、自由に行動し、自由に意見を述べられる方が自分に合っていると感じたからである。だから、そのことだけはしっかり肝に銘じて仕事をしなくてはとの決意をして修習を終えた。